

令和4年 7月

正 組 合 員 各 位

静岡県医師国民健康保険組合

国民健康保険被保険者証(保険証)の更新について

日頃より、当組合の運営につきましては、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、本年も保険証を更新し、新しい保険証(うぐいす色)を送付します。記載事項をご確認のうえ被保険者の皆様にお渡し願います。

記

1. 新しい保険証は「うぐいす色」です。

これまでご使用いただきました保険証(藤色)は、本年 7 月 31 日をもって無効となりますので、従業員分も含め正組合員世帯において破棄していただくよう願います。

2. 新しい保険証の有効期限は、令和5年 7 月 31 日です。

3. 臓器提供意思表示欄への記入は任意であり、記入を義務付けられているものではありません。

また、「家族署名」欄は、被保険者が臓器提供の意思があることを家族に伝えることを目的として設けられておりますので、家族署名の記載がなくても、意思表示は有効です。

4. 70 歳～74 歳の方には、保険証と高齢受給者証が一体化された「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。

なお、本年 8 月 2 日以降、75 歳に到達される方の「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」は、誕生日の前日を有効期限として交付しております。75 歳の誕生日以降は、後期高齢者医療広域連合から交付される「後期高齢者医療被保険者証」を使用してください。

その他のお知らせ

令和4年度事業計画に基づき、厚生労働省より定期的を実施することとされている下記の調査を行います。

実態調査

組合員資格管理を徹底するため、規約及び規則並びに組合員資格に関する判定基準に基づく調査

※正組合員あてに調査票等を送付しますので、ご協力をお願いいたします。

所得調査

国保組合被保険者の所得水準に応じた国庫補助の算定に反映させることを目的に実施する調査

※マイナンバー制度の情報連携を使用するため、組合員への照会等はいたしません。

当組合の資格要件について

当組合では、組合員及びその家族になれる資格要件が規約等で定められております。組合員の皆様におかれましては、下記の資格要件を満たしているか再度ご確認をお願いいたします。

なお、組合員やご家族が資格要件を満たさなくなった場合や、変更があった場合は、すみやかに届け出てください。

正組合員

- ・静岡県医師会員で医療及び福祉の事業に従事する医師
- ・住民票が静岡県内及び下記(別表1)の区域である方

正組合員の家族

- ・正組合員と住民票上同一世帯の方。
(ただし、学生のため正組合員の世帯から住所を移した家族は届出が必要)
- ・市町村国保に加入している正組合員と同一世帯の家族

准組合員

- ・正組合員に雇用されている常勤の従業員
- ・非常勤であっても、勤務時間及び労働日数が常勤者の4分の3以上の方
- ・住民票が静岡県内及び下記(別表1)の区域である方

准組合員の家族

- ・准組合員と住民票上同一世帯の方。
(ただし、学生のため准組合員の世帯から住所を移した家族は届出が必要)
- ・市町村国保に加入している准組合員と同一世帯の家族

別表1

都県名	区 域
東京都	板橋区、江戸川区、大田区、北区、品川区、渋谷区、新宿区、杉並区、世田谷区、中央区、千代田区、練馬区、文京区、港区、目黒区、国立市
神奈川県	横浜市、川崎市、逗子市、相模原市、大和市、藤沢市、秦野市、小田原市、大磯町、湯河原町、真鶴町
山梨県	中央市、南部町
愛知県	名古屋市、豊橋市、豊田市、豊川市、新城市

所得情報の確認について

当組合では、所得に応じた保険料賦課額算定、被保険者証兼高齢受給者証の交付及び限度額適用認定や高額療養費支給のため、マイナンバーを利用した情報連携による所得情報の確認を行います。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、当組合(電話 054-246-2831)までお問い合わせください。